

## 物件売買契約書（案）

1 売買物件名 第〇号〇〇自動車△△△ ×××

2 売買代金 ￥〇〇〇,〇〇〇-（内消費税額￥〇〇,〇〇〇-）  
内訳については、契約金額内訳書のとおり

3 物件所在地 長野県伊那市山寺1499番地1

上記物件の売り払いについて、売扱人 分任契約担当官 南信森林管理署長 滝 勝也  
(登録番号T8000012050001) と、買受人〇〇〇〇〇〇〇〇〇とは、次のとおり売買契約を締結する。

### （契約金額）

第1条 買受人は、契約金額として￥〇〇〇-（うち消費税額及び地方消費税額￥〇〇〇-・消費税率10%）を売扱人に納付するものとする。

2 前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した額である。

### （代金の支払い）

第2条 買受人は、歳入徴収官 中部森林管理局長が発行する納入告知書に定める納付期限までに契約金額を支払わないときは、その翌日から支払った日までの日数に応じ、契約金額につき年3パーセントの割合で計算した金額を延滞金として契約金額に合わせて売扱人に支払わなければならない。

### （所有権の移転）

第3条 売買物件の所有権は、買受人が契約金額を完納したときに買受人に移転する。

### （売買物件の引き渡し）

第4条 前条の規定により売買物件の所有権が買受人に移転した日から15日以内に、買受人により売買物件の名義変更を行ったうえ、物件の所在地で引き渡しを行うものとする。

### （搬出の期間）

第5条 物件の搬出は、引き渡しを終えた日から1ヶ月とする。

### （搬出後の義務）

第6条 買受人は、物件搬出後すみやかに物件に表示されている管署名、管理番号及び模様を消去し、その証拠を売扱人に提示しなければならない。

2 買受人は、売買物件の所有権を第三者に移転する場合には、前項の義務を履行したうえで

行わなければならない。

#### (危険負担)

第7条 買受人は、本契約の締結の時から売買物件の引き渡しの時までにおいて当該物件が売扱人の責に帰すことのできない事由により滅失又はき損した場合には、売扱人に対して契約金額の減免を請求することができない。

#### (契約不適合の担保責任)

第8条 買受人は、売買物品の引渡しを受けた後、売買物品に契約の内容に適合しない状態があることを発見しても、代金の減額及び損害賠償の請求をすることができない。

#### (追跡調査等)

第9条 売扱人は、第6条に定める義務に関し、必要があると認めたときは、買受人に対して質問し、帳簿、書類、物件を調査し又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

2 買受人は、正当な理由なく第1項に定める調査を拒み、防げ若しくは忌避し又は報告若しくは資料に提出を怠ってはならない。

#### (契約解除による違約金)

第10条 売扱人は、買受人が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。この場合買受人は、違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を売扱人の指定する期限までに納付するものとする。

#### (返還金等)

第11条 売扱人は、前条に定める解除権を行使したときは、買受人が支払った代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

2 売扱人は、解除権を行使したときは、買受人の負担した契約の費用は返還しない。  
3 売扱人は、解除権を行使したときは、買受人が支払った違約金及び買受人が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

#### (充当の順序)

第12条 売扱人は、買受人が契約金額及び延滞金を支払うべき場合において、現実に納付があった金額が契約金額及び延滞金の合計額に満たない場合には、延滞金、契約金額の順序で充当する。

2 違約金の延滞金の納付については、第2条の規定を準用する。

#### (買受人の原状回復・返還義務)

第13条 買受人は、売扱人が第10条の規定により解除権を行使したときは、売扱人の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、売扱人が売買物件を現

状に回復させることができないと認めたときには、現状のまま返還することができる。

2 買受人は、前項ただし書きの場合において、売買物件が滅失又はき損しているときは、その損害賠償として、契約解除時の時価により減損額に相当する金額を売扱人に支払わなければならない。また、買受人の責に帰する事由により売扱人に損害を与えていた場合には、その損害に相当する金額を売扱人に支払わなければならない。

(契約及び搬出の費用)

第14条 本契約の締結及び履行等に関する必要な一切の経費は、すべて買受人の負担とする。

(信義誠実の義務・疑義の決定)

第15条 売扱人、買受人両者は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

2 本契約に関し疑義があるときは、売扱人と買受人が協議のうえ決定する。

(特約条項、特約条件)

第16条 別紙1及び別紙2のとおり

令和 年 月 日

売扱人

住所 長野県伊那市山寺1499番地1

氏名 分任契約担当官

南信森林管理署長 滝 勝也

(登録番号T8000012050001)

買受人

住所

氏名

## 別紙1

### 暴力団排除に関する特約条項

#### (属性要件に基づく契約解除)

第1条 売扱人は、買受人が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

#### (行為要件に基づく契約解除)

第2条 売扱人は、買受人が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

#### (表明確約)

第3条 買受人は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 買受人は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再買受人等（再買受人（再買受が数次にわたるときは、全ての再買受人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再買受人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

#### (再請負契約等に関する契約解除)

第4条 買受人は、契約後に再買受人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再買受人等との契約を解除し、又は再請買受等に対し当該解除対象者（再買受け等）との契約を解除させるようにしなければならない。

2 売扱人は、買受人が再買受人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再買受人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再買受人等との契約を解除せず、若しくは再買いけ人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第5条 売扱人は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより買受人に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 買受人は、売扱人が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、売扱人に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第6条 買受人は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を売扱人に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

## 特 約 条 件

1. 車両に記載のある文字番号は買受後、買受人の責任の下で確実に消去・塗り替えを行ってください。消去・塗り替え後は、写真を撮影し、その写真を売扱人（森林管理署）へ提出し確認を得てください。
2. 納入告知書による代金納入後は、その領収証書の写しを森林管理署へメール等により送付してください。
3. 名義変更後の車検証の写しのほか関係書類（写）を森林管理署へ提出してください。
4. この他、売扱人（森林管理署）が指示・連絡した事項は、確実に処理実行してください。
5. 車両等においての車検証の名義変更は、落札者（買受人）が必要な各提出書類を準備のうえ行ってください。